

労働保険料を正しく申告納付するために (29年度確定用) ※手書用

～労働保険制度の適正な運営のため、
正しい申告納付のご協力をお願いいたします～

★『労働保険料等算定基礎賃金等の報告』の記入にあたっての留意事項★

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間にすべての労働者に支払う予定の賃金の総額に一定の保険率を乗じて算出し翌年度の初めに確定精算することになります。（労働者とは、臨時、パート、アルバイト、日雇いなども含まれます。ただし、雇用保険については、被保険者に該当しない者は除かれます。）

特に、本来含めるべき**労働者の算入漏れ**や**賞与・通勤手当の算入漏れ**、有期事業では**元請工事や追加工事の算入漏れ**が多数見受けられますので、記入にあたっては次頁以降の①～⑤をご覧ください再度ご確認の上、お間違いのないようにご記入ください。

※ ご不明な点は、委託先の「労働保険事務組合」へおたずねください。

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの雇用保険率

(29.4.1施行)

区 分 \ 項 目		雇用保険率	負 担 率	
			事 業 主	被保険者
一 般 事 業		9	6	3
特掲事業	農林水産業・酒造の事業	11	7	4
	建 設 の 事 業	12	8	4

雇用保険率（/1000）



東京労働局 労働保険徴収部

適用・事務組合課 事務組合室

東京労働局ホームページアドレス

<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

① 労働者

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者をいいます。下表の「区分」に該当する者については、労災保険と雇用保険では取扱いが異なりますので、ご注意ください。

区分	労 災 保 険	雇 用 保 険
基本的な考え方	常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対象として賃金を受けるすべての労働者が対象です。	常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 ② 31 日以上雇用見込みがある場合は原則として被保険者となります。
法人の取締役 監査役	原則として労働者とはなりません。 〔ただし、次の条件を満たす者は労働者として取扱います。 ○事業主の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ているもの〕	原則として被保険者とはなりません。 〔ただし、 <u>次の条件を満たす者は被保険者となります。※</u> ○部長、支店長など従業員の身分があり、給与面からみても労働者と確認できるもの〕
同居の親族	原則として労働者とはなりません。 〔ただし、次の条件を満たす者は労働者として取扱います。 ①事業主の指揮を受けていることが書類で確認できること （例、賃金台帳、出勤簿など） ②他の労働者と同様に扱われていること（賃金体系など）〕	原則として被保険者とはなりません。 〔ただし、 <u>労災保険と同様の条件を満たす場合は被保険者となる場合があります。※</u> 〕
高年齢労働者	すべて労働者となります。	平成29年1月1日より65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となりました。詳細は以下の厚生労働省ホームページを参照。 ホーム>雇用・労働>雇用>雇用保険制度>【重要】雇用保険の適用拡大等について
派遣労働者	すべて労働者となります。	登録型派遣労働者は、同一の派遣元において、1 週間の所定労働時間が20時間以上で31日以上継続雇用する見込みがある場合は被保険者となります。

※ 法人の取締役、監査役及び同居の親族については、ハローワークに「**兼務役員実態証明書**」、「**同居の親族雇用実態証明書**」が提出され、資格取得要件が満たされていると確認された場合、被保険者となります。

※ 出向労働者の取扱いは「⑤出向労働者」をご覧ください。

② 賃金総額

労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者に対して賃金、手当、賞与、その他名称の如何を問わず労働の対償として支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。（一般的には、就業規則、労働契約などにより、その支払いが事業主に義務づけられているものです。）

また、保険料算定期間中（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）に支払いが確定した賃金は、期間中に支払われなくとも算入されます。

賃金とするもの	
基本賃金	日給・月給を問わず、正社員・臨時・日雇労働者・パートタイマーに支払う賃金
賞 与	夏季・年末などに支払うボーナス
通勤手当	非課税分を含む
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与
超過勤務手当 深夜手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等
扶養手当・子供 手当・家族手当	労働者本人以外の者について支払う手当
技能手当 特殊作業手当 教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等
住宅手当	家賃補助のために支払う手当
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等
物価手当 生活補給金	家計補助の目的で支払う手当
休業手当	労働基準法第 26 条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合
昇給差額	離職後支払われた場合で、在職中に支払が確定したものを含む
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む
そ の 他	不況対策による賃金からの控除分が労使協定に基づき遡って支払われる場合の給与

賃金としないもの	
役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
結婚祝金 死亡弔慰金 勤続褒賞金 退職金等	就業規則・労働協約等の定めの有無を問わない
出張旅費 宿泊費	実費弁償と考えられるもの
工具手当 寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
休業補償費	労働基準法第 76 条の規定に基づくもの 法定額 60%を上回った差額分を含めて賃金としない
傷病手当金	健康保険法第 99 条の規定に基づくもの
解雇予告手当	労働基準法第 20 条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の 30 日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
財産形成貯蓄 等のため事業 主が負担する 奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄率を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合（持株奨励金等）
会社が全額負担する生命保険の掛け金	従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
住宅の貸与を受ける利益(福利厚生施設として認められるもの)	但し、住宅を貸与されない者全員に対し(住宅)均衡手当を支給している場合は、貸与の利益が賃金となる場合がある

③ 高年齢労働者に係る雇用保険料免除

保険年度の初日（４月１日）において満６４歳以上の被保険者は、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除き、雇用保険の保険料が被保険者負担分及び事業主負担分ともに免除されます（平成３１年度まで）。なお、昭和２９年４月１日までに生まれた船員の被保険者については、船員保険（失業部門）と雇用保険の統合に伴う経過措置が講じられます。ただし、どちらも労災保険に係る保険料については、免除されません。

（ 早 見 表 ）

免除年度 (確定保険料)	一般被保険者 対象生年月日	船員被保険者 対象生年月日
平成28年度より免除	昭和27年4月1日までに生まれた人	昭和28年4月1日までに生まれた人
平成29年度より免除	昭和28年4月1日までに生まれた人	昭和29年4月1日までに生まれた人
平成30年度より免除	昭和29年4月1日までに生まれた人	

※ 「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の(7)欄には上記にあたる労働者を含めた賃金を記入し、(8)欄は上記にあたる労働者のみ記入してください。

④ 日雇労働被保険者を雇用した事業主

雇用保険印紙を貼付する日雇労働者を雇用した場合には、印紙保険料の他に労災保険料と雇用保険料も納付することになりますので、労災保険と雇用保険双方の「賃金総額」に算入してください。なお、日雇労働被保険者は上記③高年齢労働者に係る雇用保険料免除対象にはなりません。

⑤ 出向労働者

労災保険……出向労働者が出向先事業の組織に組み入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し、出向先事業場で適用してください。

雇用保険……出向元と出向先の2つに雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受けている側の雇用関係についてのみ被保険者となります。

☆東京労働局からのお願い

下記の項目に当てはまる場合は、速やかに委託先の労働保険事務組合へご連絡ください。

- 1 労働者の採用、退職等の異動があった場合
- 2 主たる事業内容が変わった場合

※平均人数に賞与人数は算入しません。

平成29年4月1日現在、満64歳以上で保険料の免除となる方が対象となり、⑮欄に氏名と生年月日を記入してください。

労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (事業主控)

③ 事業の名称 **株労働出版** TEL **03** (××××) ××××
〒 (**100** - △△△△)
④ 事業の所在地 **千代田区九段南〇-〇-〇**
記名押印又は署名 記名押印又は氏名
⑤ 事業主の氏名 **労働 二郎** 印 ⑥ 作成者氏名 **徴収 花子** 印

主たる事業が変わる場合は、事務組合へご相談ください。

イ. 該当する ☒ 該当しない

① する □ しない

(分割納付(3回)) (一括納付(1回))

区分	⑪ 平成 29 年 度 確 定 賃 金 総 額					⑫ 平成 30 年 度 確 定 賃 金 総 額				
	労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金					雇用保険対象被保険者数及び賃金				
月別内訳	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者 (業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等(裏面参照))	(3) 臨時労働者 (パートタイマー、アルバイト等)	(4) 合 計 ((1)+(2)+(3))	(5) 被保険者 (日雇労働被保険者に支払った賃金を含む なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く(裏面参照))	(6) 役員で被保険者扱いの者 (給与支払等の面からみて労働者の性格の強い者(裏面参照))	(7) 合 計 ((5)+(6))	(8) うち高齢労働者分 (平成29年4月1日現在において満64歳以上の者(昭和28年4月1日以前に生まれた者))		
平成29年4月	8人 1,721,847円		5人 340,000円	13人 2,061,847円	8人 1,721,847円		8人 1,721,847円	1人 220,000円		
5月	8人 1,721,782円	役員等の取り扱い は①労働者の ページをご覧ください。	5人 340,000円	13人 2,061,782円	8人 1,721,782円		8人 1,721,782円	1人 220,000円		
6月	8人 1,720,560円		5人 340,000円	13人 2,060,560円	8人 1,720,560円		8人 1,720,560円	1人 220,000円		
7月	8人 1,720,350円		5人 340,000円	13人 2,060,350円	8人 1,720,350円		8人 1,720,350円	1人 220,000円		
8月	7人 1,518,631円		5人 340,000円	12人 1,858,631円	7人 1,518,631円		7人 1,518,631円	1人 220,000円		
9月	7人 1,525,120円		3人 180,000円	10人 1,705,120円	7人 1,525,120円		7人 1,525,120円	1人 220,000円		
10月	7人 1,687,385円		3人 180,000円	10人 1,867,385円	7人 1,687,385円		7人 1,687,385円	1人 220,000円		
11月	8人 1,723,070円		3人 180,000円	11人 1,903,070円	8人 1,723,070円		8人 1,723,070円	1人 220,000円		
12月	8人 1,725,263円		3人 180,000円	11人 1,905,263円	8人 1,725,263円		8人 1,725,263円	1人 220,000円		
平成30年1月	7人 1,673,510円		3人 180,000円	10人 1,853,510円	7人 1,673,510円		7人 1,673,510円			
2月	7人 1,673,730円		3人 180,000円	10人 1,853,730円	7人 1,673,730円		7人 1,673,730円			
3月	8人 1,705,505円		3人 180,000円	11人 1,885,505円	8人 1,705,505円		8人 1,705,505円			
賞与等29年6月	8人 2,645,000円		2人 50,000円	10人 2,695,000円	8人 2,645,000円		8人 2,645,000円	1人 260,000円		
29年12月	8人 2,938,000円		2人 80,000円	10人 3,018,000円	8人 2,938,000円		8人 2,938,000円	1人 300,000円		
年 月										
合 計	25,699.753		3,090.000	1カ月平均使用労働者数 ㉑ 28,789.753 円	25,699.753		1カ月平均被保険者数 ㉒ 25,699.753 円	1カ月平均高齢労働者数 ㉓ 2,540.000 円		
				人 ㉑ 28,789 千円			人 ㉒ 25,699 千円	人 ㉓ 2,540 千円		
				(㉑+㉒) 41,929 千円			㉔ (㉒-㉓) 23,159 千円			
⑬ 平成 29 年 度 確 定		特別加入者氏名	⑭ 平成 30 年 度 概 算		⑮ 平成30年度 賃金総額の見込額		⑯ 雇用保険料免除高齢労働者氏名(生年月日)		予 備 欄	
承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額		希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	労 災 保 険	雇 用 保 険				
円 20,000	円 7,300,000	労働 二郎	円 20,000	円 7,300,000	㉕ 常 時 使 用 者 数	人	事務 太郎 (明・大・昭 27.5 5) (明・大・昭 . . .)			
円 16,000	円 5,840,000	労働 一郎	円 20,000	円 7,300,000	㉖ 雇 用 保 険 被 保 険 者 数	() 人				
円	円	労働 京子	円 10,000	円 3,650,000	㉗ 支 払 賃 金 総 額 の 見 込 額	円 ()				
円	円		円	円	㉘ 賞 与 等 臨 時 支 払 賃 金 の 見 込 額	円 ()				
	㉙ 13,140 千円	合 計	(㉑+㉒) 47,039 千円	㉑ 18,250 千円	合 計	㉑ (㉑+㉒) 41,929 千円	㉒ (㉒+㉓) 28,199 千円	(明・大・昭 . . .) (明・大・昭 . . .)		